

組合員および被扶養者の個人番号を収集しております

個人番号を利用した情報連携、医療機関における オンライン資格確認が開始されています

平成30年7月より資格、短期給付（医療保険）に係る業務において、令和元年7月からは年金業務においても個人番号を利用した情報連携が開始されています。また、令和3年10月から医療機関においてマイナンバーカードによる資格確認が開始されています。

これらの業務に係る情報連携、資格確認を円滑に行うため、東京支部では組合員および被扶養者の皆さまの個人番号を収集しております。個人番号の収集は組合員および所属所の負担、情報漏えいのリスクを最小限とする観点から、事業主より提供を受けております。

また、地方公共団体システム情報機構（J-LIS）により個人番号を取得する場合があります。

問合せ先

給付貸付課資格担当



03-5320-6826

